

## 鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本県の児童福祉に関する各般の問題につき、児童、保護者、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うのを支援することにより、本県児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、児童家庭支援センター設置運営要綱（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙）に基づき、児童家庭支援センター（以下「センター」という。）を運営する事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村及び社会福祉法人等（社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する給料、職員手当（扶養手当、調整手当、期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当等）、共済費（社会保険料等）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費、賃金、報酬、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、センターに係る次に掲げる額（その年度の事業開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は月額×実施月数（1月未満は1月とする。）により算出した額）の合計額を限度とする。）以下とする。なお、補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

### (1) 運営費

#### (ア) 事務費

心理療法を担当する職員が常勤の場合	年間 11,660,000 円
（年度途中の事業開始又は事業中止、廃止の場合	月額 972,000 円）
心理療法を担当する職員が非常勤の場合	年間 7,769,000 円
（年度途中の事業開始又は事業中止、廃止の場合	月額 647,000 円）

#### (イ) 事業費

1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額

※件数区分の算定は、前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所相談、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算した数とする。（訪問相談件数は、実際の相談件数に2を乗じて得た数とする。）

前年度途中に開所した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に1.2を乗じて得た数の区分とする。

年度途中の開所の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が区分を設定するものとする。

件数区分	基準額
50件 ～ 599件	352,800円
600件 ～ 899件	937,550円
900件 ～ 1,399件	1,851,300円
1,400件 ～ 1,899件	2,792,000円
1,900件 ～ 2,399件	3,527,000円
2,400件 ～ 2,899件	4,262,000円
2,900件 ～ 3,399件	4,997,000円
3,400件 ～ 3,899件	5,732,000円
3,900件 ～ 4,399件	6,467,000円
4,400件以上	6,615,000円

(2) 初度調弁費 400,000円

(3) 指導委託促進事業 1件当たり 月額75,000円  
ただし、1件当たりの上限は 年額780,000円とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年5月20日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事はその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は補助対象経費の10パーセントを超える減額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更時について厚生大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 規則第12条第3項の申請書は、様式第1号及び様式第2号に準じて作成した書類を添付すること。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、補助事業中止又は廃止の日から30日を経過する日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「処分について厚生大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年3月18日から施行し、平成11年11月1日から適用する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成11年度の本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年9月18日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月18日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年度に係る交付申請については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月22日までに行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年10月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月31日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年12月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成24年7月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 第4条1項の規定にかかわらず、平成24年度の本補助金の交付申請は、平成24年8月3日までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成25年7月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 第4条1項の規定にかかわらず、平成25年度の本補助金の交付申請は、平成25年7月29日までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成26年6月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 第4条1項の規定にかかわらず、平成26年度の本補助金の交付申請は、平成26年7月4日までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第4条1項の規定にかかわらず、平成27年度の本補助金の交付申請は、平成27年7月15日までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成28年12月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年1月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年1月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月5日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月27日から施行し、令和元年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

〇〇年度児童家庭支援センター運営事業計画書

1 実施施設の名称

2 施設の所在地

3 運営主体及び代表者名

4 事業計画

(1) 相談・指導に対応する職員体制の計画

氏名	担当・職名 (相談・支援 /心理療法/ 事務等)	専任又は 兼任の別	常勤又は非常勤の別、 勤務時間	相談・支援担当職員の場合、児童福祉法第13条第3項の該当する号
〇〇 〇〇	相談・支援	専任	常勤(週5日、9:00~18:00)	13条第3項1号

(2) 相談・指導に対応する施設・設備の計画

(3) 夜間対応及び一時保護受託に対応する職員体制及び施設利用計画

(4) 関係機関等との連携・連絡調整に関する計画

(5) 広報等に関する計画

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

6 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

(添付資料) 補助金所要額調書 別紙のとおり

(別紙)

鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金所要額調書

(単位：円)

補助対象経費 の支出予定額 A	寄付金その 他の収入見 込額 B	差 引 額 (A-B) C	限 度 額 (要綱第3条2 より算出) D	算定基準額 (CとDのいずれ か低い方の額) E	補助所要額 (千円未満は 数切捨て) F

(記載上の注意)

- 1 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第2号（第4条関係）

〇〇年度児童家庭支援センター運営事業収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		心理療法担当：常勤●名／非常勤●名
寄付金その他収入		相談支援担当：常勤●名／非常勤●名
自己資金		前年度相談件数：●●●件
合 計		本年度指導委託受託見込：●件

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
1 運営費		
（報酬）		
（給料）		
（職員手当）		
（社会保険料）		
（報償費）		
（賃金）		
（旅費）		
（需用費）		
（役務費）		
（委託料）		
（使用料及び賃借料）		
（備品購入費）		
2 初度調弁費		
3 指導委託促進事業		
（報酬）		
（給料）		
（職員手当）		
（社会保険料）		
（報償費）		
（賃金）		
（旅費）		
（需用費）		
（役務費）		
（委託料）		
（使用料及び賃借料）		
（備品購入費）		
合計		



様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、.....とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱（平成12年3月18日付児第823号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。）

4 補助規程の遵守

本補助金は、間接補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（平成19年12月3日付厚生労働省発雇児第1203001号厚生事務次官通知）の規定に従わなければならない。



(4) 児童相談所からの受託による指導人数 (指導委託促進事業)

相談の種類	受託件数 (【記入例】9件)	受託月数 (【記入例】12か月: 6件、9か月:1件、3 か月:2件 等)	指導状況			備考
			訪問指導	通所指導	その他指導	
児童虐待相談			回	回	回	
その他の 養護相談			回	回	回	
保健相談			回	回	回	
障害相談			回	回	回	
く犯行為等 相談			回	回	回	
触法行為等 相談			回	回	回	
性格行動 相談			回	回	回	
不登校相談			回	回	回	
適性相談			回	回	回	
育児・しつけ 相談			回	回	回	
いじめ			回	回	回	
DV			回	回	回	
その他の相談			回	回	回	
合計			回	回	回	

(注) 1 相談種別が2欄以上に該当するときは、主たる相談のみに計上すること。  
2 種別の分類は、福祉行政報告例の報告表45における分類に基づくものとする。

(5) 夜間の対応及び一時保護の件数

夜間の対応			一時保護	合計
来所相談	電話相談	訪問指導		

(6) 他機関との連携 (市町村の求めに応ずる事業、関係機関との連絡・調整)

項目 (会議等の名称等)	参加者	人数	実施回数	概要

5 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

6 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

(添付資料) 補助金収支精算書 別紙のとおり

(別紙)

鳥取県児童家庭支援センター運営事業費補助金収支精算書

(単位：円)

補助対象 経費の 実支出額 A	寄付金 その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	限度額 (要綱第3 条2 より算出) D	算定基準額 (CとDのい ずれか低い 方の額) E	県補助 交付決定 額 F	県補助 精算額 (※) G	受入済額 H	差引 過不足額 (H-G) I

※EとFのいずれか低い方の額。ただし千円以下切捨て。

(対象経費の実支出額(A)の算出内訳書)

区 分	算出内訳
1 運営費	
(報酬)	
(給料)	
(職員手当)	
(社会保険料)	
(報償費)	
(賃金)	
(旅費)	
(需用費)	
(役務費)	
(委託料)	
(使用料及び賃借料)	
(備品購入費)	
2 初度調弁費	
3 指導委託促進事業	
(報酬)	
(給料)	
(職員手当)	
(社会保険料)	
(報償費)	
(賃金)	
(旅費)	
(需用費)	
(役務費)	
(委託料)	
(使用料及び賃借料)	
(備品購入費)	
合計	

様式第5号（第7条関係）

〇〇年度児童家庭支援センター運営事業収支決算書

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	比較増減 (予算額-決算額)	備 考
県補助金				心理療法担当：常勤●名／非常勤●名 相談支援担当：常勤●名／非常勤●名 前年度相談件数：●●●件 本年度指導委託受託件数：●件
寄付金その他の収入				
自己資金				
合計				

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	財源内訳		比較増減 (予算額-決算額)
			県補助金	その他	
1 運営費					
（報酬）					
（給料）					
（職員手当）					
（社会保険料）					
（報償費）					
（賃金）					
（旅費）					
（需用費）					
（役務費）					
（委託料）					
（使用料及び賃借料）					
（備品購入費）					
2 初度調弁費					
3 指導委託促進事業					
（報酬）					
（給料）					
（職員手当）					
（社会保険料）					
（報償費）					
（賃金）					
（旅費）					
（需用費）					
（役務費）					
（委託料）					
（使用料及び賃借料）					
（備品購入費）					
合計					

番 号  
年 月 日

様

住 所  
氏 名

(団体にあつては、団体名称及び代表者氏名)

〇〇年度児童家庭支援センター運営事業仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度児童家庭支援センター  
運営事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報  
告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 鳥取県補助金等交付規則 (昭和 32 年鳥取県規則第 22 号) 第 18 条第 1 項の規定による確定額  
又は事業実績報告による精算額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(要補助金返還相当額)

金 円

- 4 添付書類  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し